平成２２年（フ）第３８０号
三重県四日市市八千代台１丁目１番地69
債務者　中澤喜美代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
三重県三重郡菰野町大字榊890番地33、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字菰野1806番地６
債務者　服部　英貴
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
三重県四日市市沖の島町２番９―1008号
債務者　小松　桂子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
三重県四日市市南浜田町５番34号
債務者　足立眞知子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１号
三重県四日市市楠町北五味塚587番地１、前住所三重県鈴鹿市西条９―22　パルティール503
債務者　吉村みゆき（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３号
三重県四日市市富田浜元町１―16　医療法人飯田医院内、住民票上の住所三重県四日市市泊町９番１号
債務者　長谷川　巧
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４号
三重県四日市市西浦２丁目４番５号
債務者　河内　幸男
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
滋賀県蒲生郡日野町中道１丁目32番地　ポレール305号室、前住所群馬県太田市大島町748番地
債務者　藤生さおり
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１４７号
兵庫県西宮市中前田町５番13号
債務者　前田　　昭
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１４９号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目34番１号
債務者　田中　秀昭
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１５８号
兵庫県西宮市今津水波町11番17―601号、前住所兵庫県篠山市今田町今田２番地47
債務者　齊藤　靖幸
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１５９号
兵庫県尼崎市神田北通７丁目188番地
債務者　大霜　美香（旧姓栗花落）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８号
兵庫県西宮市大屋町28番５―204号
債務者　守屋　雅子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５５号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２公団住宅27棟104号
債務者　河野　清子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
兵庫県明石市魚住町長坂寺367番地の１　リベール明石魚住Ⅵ203号
債務者　坂上　千春
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
兵庫県明石市松が丘１丁目４番17―204号
債務者　山下　時代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
兵庫県明石市二見町東二見41番地の１　サニータウンⅠ401号
債務者　後藤まみ子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係